

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 26 条 当会社は、株主総会の決裁によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載ある株主に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載ある株主に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(定款に定めのない事項)

第 28 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に定めるところによる。

上記は、当会社の現行定款に相違ない

平成◎◎年□□月△△日

株式会社○○○○○○○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

左は既にある記載と押印

〔 無い場合は以下を記載(手書き OK)・押印
年月日は下の年月日とは違うもの
こちらは削除せず残したままで良い 〕

本定款は、当会社の現行定款と相違ありません。

令和○年○○月○○日

株式会社○○○○○○○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

- ・ 定款(写し)に、既にある記載・押印とは別に、左下のように記載(手書き OK)し・押印
- ・ 年月日は、申請日 or それに近い日
- ・ 押印されたものを提出(押印したもののコピーではない)